

## 第6章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

(法第8条2項4号)

地域の特徴や優れた景観を有し、多くの地域住民及び市民に親しまれている建造物（建築物、工作物）または樹木は、地域の景観形成を推進していく上で核となる重要な景観資源であり、これらの景観の保全と維持を図ることが必要となります。

景観法に基づいて景観重要建造物または景観重要樹木の指定を行う方法は、景観の保全と維持を図るための有効な手法の一つです。そのため、これらの指定のための方針を次のとおり設定します。

### 1 景観重要建造物の指定の方針

道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができ、次の要件を有する建造物は、景観重要建造物に指定できるものとします。

地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。  
当該建造物の形態意匠等が優れているもの。  
多くの地域住民や市民に親しまれているもの。  
適切な維持管理が行われるもの。  
当該建造物の所有者より指定の同意を得られるもの。

### 2 景観重要樹木の指定の方針

道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができ、次の要件を有する樹木は、景観重要樹木に指定できるものとします。

地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。  
当該樹木の樹種や樹形、規模等が優れ、ランドマークとなっているもの。  
多くの地域住民や市民に親しまれているもの。  
適切な維持管理が行われるもの。  
当該樹木の所有者より指定の同意を得られるもの。

## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準 (法第8条2項5号)

三郷市の景観の特徴を示す優れた河川や公園、道路、または公共建築物等は、三郷市の景観形成を推進していく上で重要な景観資源となります。また、これら公共施設の整備については、行政自らが良好な景観形成に向けて先導的な役割を果たすことが必要となります。

そのため、景観法に基づいた景観重要公共施設として位置づけるとともに、整備及び占用許可等の基準を踏まえた景観形成を進めることができますものとしします。

### 1 景観重要公共施設の位置づけ

次の要件を有する公共施設は、景観重要公共施設に位置づけることができるものとしします。

優れた景観の骨格を構成しているもの。  
地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。  
当該公共施設の規模、形態意匠等が優れているもの。  
多くの地域住民や市民に親しまれているもの。  
適切な維持管理が行われるもの。  
当該公共施設の管理者と協議し、指定の同意を得られるもの。

### 2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等に関する考え方

景観重要公共施設は、次の景観指針に基づいて景観形成の整備及び占用許可等を行うこととし、その指針の詳細は公共施設景観ガイドラインで定めるものとしします。

景観形成の目指すべき方向づけを定めること。  
河川や公園、道路、公共建築物等、個別の技術指針を踏まえていること。  
パブリックデザイン等の基本的な方針を踏まえていること。  
色彩及び緑化手法の技術指針を踏まえていること。  
サイン等の技術指針を踏まえていること。  
維持管理の技術指針を踏まえていること。

## 第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条2項5号）

屋外広告物は、特定の施設等の案内や位置の表示、または留意事項の説明等を行う機能を有しています。

しかしながら、過度の規模や形態意匠、色彩、数量、不適切な配置等の広告物は、かえってその機能を損ねる場合もあり、良好な景観を形成する上で阻害要因ともなりかねません。したがって、一定の誘導等の基準を定めることが必要となります。

屋外広告物については、すでに埼玉県屋外広告物条例に基づき誘導等を行っていますが、建築物等に付帯する広告物は、建築物等と一体的に誘導することが望ましいと考えます。

そのため次のような考えに基づいて、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。

建築物等に付帯する広告物は、景観計画の「建築物等の景観形成基準」に基づき、その他の広告物は、「埼玉県屋外広告物条例」を適切に運用することとします。

また、三郷市の景観特性に基づく屋外広告物の誘導等を行うため、必要に応じて「三郷市独自の屋外広告物条例」制定の検討を行うものとします。

## 第9章 景観形成の推進方策

景観形成を推進するためには、行為の制限のほか、行政自らが推進すべきことや市民等の参加・協力を得るための方策が必要です。そのため長期的な視点に立って、次のような推進方策を行っていくものとします。

公共施設は、景観形成において先導的な役割を果たすことが重要です。公共施設の良好な景観整備を促進するためには誘導基準が有効となります。そのため、公共施設景観ガイドラインの作成を行います。

市民等が行う景観まちづくり活動について、支援策の検討を行います。 景観まちづくり活動組織の登録と活動支援

市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策の検討を行います。 景観啓発リーフレット類の作成、景観賞の検討、研修会等の開催

景観形成推進体制として、市の景観担当係や連絡調整会議、第三者機関として、審議会や景観アドバイザー等の設置を行います。